

大田市告示第119号

大田市バス路線維持対策補助金交付要綱（平成17年大田市告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月9日

大田市長 楫野弘和

第4条の表に次のように加える。

系統維持合理化促進補助金	同上	生活交通路線運行費補助金又は廃止路線代替バス運行費補助金の対象事業者	補助対象期間内における対象系統の実車走行キロ数に、地域キロ当たり標準経常費用の額から対象事業者の実車走行1キロ当たりの経常費用の実績額を減じた額を乗じて得た額	補助対象経費に10分の3を乗じて得た額
--------------	----	------------------------------------	---	---------------------

第5条の表に次のように加える。

系統維持合理化促進補助金交付申請書	様式第4号	2部
-------------------	-------	----

第6条中「様式第4号」を「様式第5号」に改める。

第7条第1項中「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

第8条第1項中「様式第6号」を「様式第7号」に改める。

第9条中「様式第7号」を「様式第8号」に改める。

第10条中「様式第8号」を「様式第9号」に改める。

第11条中「様式第9号」を「様式第10号」に改める。

様式第 9 号を様式第 10 号とし、様式第 4 号から様式第 8 号までを
1 号ずつ繰り下げ、様式第 3 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 4 号（第 5 条関係）

附 則

この告示は、令和 7 年 6 月 9 日から施行し、改正後の大田市バス路
線維持対策補助金交付要綱の規定は、令和 6 年 10 月 1 日以後の運行
に係る補助金について適用する。